

## 皇族数の確保に向けた皇室典範改正の早期実現を求める意見書

皇室は、我が国の長い歴史と伝統を受け継いできており、その存続を将来にわたって確かなものとするためには、皇位の継承という国家の基本に関わる事柄について、制度的な安定性が極めて重要である。しかしながら、現在、皇位継承資格を有する皇族方は少数であることに加え、皇族数自体も減少傾向にあり、将来にわたる安定的な皇位継承が懸念されている。

このような状況を踏まえ、平成29年（2017年）の衆参両院による「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」を受け、令和3年（2021年）に政府の有識者会議が設置され、まずは皇族数の確保を図ることが喫緊の課題であるとの認識の下、女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持することや、旧宮家の男系男子を養子縁組により皇族とすることなどが方策として示された。

この間、安定的な皇位継承の確保を巡っては、与野党間で議論が重ねられてきたものの、意見の集約には至らず、制度整備が進んでいない状況が続いていたが、本年6月10日に衆参両院の正副議長の下、有識者会議で示された具体的方策を基礎としつつ、各党派の意見を踏まえた「立法府としての総意」が取りまとめられ、ようやく進展の兆しが見られるに至った。この機を捉え、皇族数の確保に向けては、これを政争の具とすることのないよう、超党派による真摯かつ速やかな議論が求められる。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、これまで積み重ねられてきた議論を踏まえ、今特別国会において皇族数の確保に向けた皇室典範改正を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月25日

吹 田 市 議 会

【送付先】

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長